



# 島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第43号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【教委規則】

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（　　　　　）	2
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	（　　　　　）	4
島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	（学校企画課）	4
島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則	（　　　　　）	5
教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則	（　　　　　）	5
島根県教育課程審議会規則の一部を改正する規則	（教育指導課）	5
島根県立高等学校入学者選抜学力検査実施規則の一部を改正する規則	（　　　　　）	6
島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則	（特別支援教育課）	6

### 【教委訓令】

教育職員の任免発令式の一部改正	（学校企画課）	8
市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の任免発令式の一部改正	（　　　　　）	9

### 【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正	（教育庁総務課）	9
---------------	----------	---

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

**島根県教育委員会規則第 4 号**

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表学校企画課の項第 8 号中「市町村立小中学校（以下「小中学校」を「市町村立の小中学校及び義務教育学校（以下「小中学校等」に改め、同項第 9 号、第10号及び第17号並びに同表教育指導課の項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号、第 9 号及び第12号から第14号までの規定中「小中学校」を「小中学校等」に改める。

第26条の 3 中「又は課を」を「、課又はスタッフを」に改め、同条の表中「又は課」を「、課又はスタッフ」に改め、同表学芸部の項中「交流・普及課」を「交流・普及スタッフ」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

---

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

**島根県教育委員会規則第 5 号**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表別表」を「中学校・小学校等教育職給料表級別基準職務表別表」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号中「中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表」を「中学校・小学校等教育職給料表級別資格基準表」に改める。

第11条第 2 項、第12条の 2 第 1 項及び第12条の 3 第 4 項中「中学校及び小学校教育職給料表」を「中学校・小学校等教育職給料表」に改める。

第26条の 3 の 2 を削る。

第29条の12の 9 第 1 号中「次号」を「以下この条」に改め、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 採用（新たに給料表の適用を受けることとなる場合（人事交流等により給料表の適用を受けることとなる場合を除く。）をいう。第31条の 6 第 2 項第 8 号において同じ。）された教職員のうち、条例第18条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる教職員で、当該採用の直前の住居（当該採用の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特急等利用を常例とするもの（当該採用の直後に在勤する学校に通勤する教職員で、通勤困難者に限る。）

第31条の 6 第 2 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 採用に伴い、住居を移転し、第31条の 2 に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する学校に通勤することが第31条の 3 に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員

別表第1中「中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表別表」を「中学校・小学校等教育職給料表級別基準職務表別表」に改める。

別表第2中「中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表」を「中学校・小学校等教育職給料表級別資格基準表」に改める。

別表第6中「中学校及び小学校教育職給料表初任給基準表」を「中学校・小学校等教育職給料表初任給基準表」に改め、同表備考中「中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表」を「中学校・小学校等教育職給料表級別資格基準表」に改める。

別表第7の2ア中「中学校及び小学校教育職給料表昇格時号給対応表」を「中学校・小学校等教育職給料表昇格時号給対応表」に改める。

別表第9の3中「中学校及び小学校教育職給料表」を「中学校・小学校等教育職給料表」に改める。

別表第9の4中「同 津田小学校」を「同 津田小学校」「同 乃木小学校」に、「同 母衣小学校」「同 出雲市立塩冶小学校」を

「同 乃木小学校

同 大庭小学校

同 古志原小学校 に、「同 北陽小学校」を「同 北陽小学校」に、「益田市立吉田小学校」を

出雲市立今市小学校

同 塩冶小学校」

「同 湖南中学校

同 東出雲中学校

「益田市立吉田小学校」に、「同 湖南中学校 安来市立第一中学校」を「同 湖南中学校 安来市立第一中学校」に改める。

隠岐の島町立西郷小学校」

同 第三中学校」

同 第二中学校

同 第三中学校

同 平田中学校」

別表第9の5中「松江市立母衣小学校」を「松江市立雑賀小学校」に改め、「同 古志原小学校」及び

「同 宍道小学校

「同 大庭小学校」を削り、「同 宍道小学校」を「同 来待小学校」に、「同 出雲郷小学校」を

同 意東小学校」

「同 出雲郷小学校」に、「同 加茂小学校」を「同 加茂小学校」に、「出雲市立今市小学校」を

同 美保関小学校」

同 木次小学校」

「同 中部小学校

同 出東小学校

大田市立久手小学校

飯南町立赤名小学校

「出雲市立大津小学校」に、「同 西野小学校」を「同 西野小学校」に、「江津市立津宮小学校」を

同 中部小学校

同 美郷町立邑智小学校

同 浜田市立石見小学校

同 国府小学校」

同 浜田市立原井小学校

同 石見小学校

同 国府小学校

同 三隅小学校」

「江津市立津宮小学校」に、「同 安田小学校」を「同 安田小学校」に、「同 八束中学校」を

同 高角小学校」

同 安田小学校

同 隠岐の島町立西郷小学校」

「同 安田小学校

同 西益田小学校

同 吉田南小学校」

「同 八束中学校

同 東出雲中学校

同 安来市立第一中学校

同 第三中学校」

「安来市立第三中学校」に、「雲南市立大東中学校」を「雲南市立大東中学校」に、「出雲市立第二中学校」を  
同 広瀬中学校」同 加茂中学校」同 河南中学校」

「出雲市立河南中学校」に改め、「同 平田中学校」を削り、「浜田市立第二中学校」を同 第三中学校  
同 第三中学校」同 浜田東中学校」

「同 益田東中学校」を 隠岐の島町立西郷中学校 に改める。

松江市立義務教育学校八束学園」

別表第10中「同 西南中学校」を削る。

別表第11及び別表第12中「中学校及び小学校教育職給料表」を「中学校・小学校等教育職給料表」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間にこの規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第29条の12の9第3号の教職員たる要件を具備した者に関する改正後の規則第29条の3及び第29条の13の規定の適用については、改正後の規則第29条の3中「速やかに」とあるのは「市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成30年島根県教育委員会規則第5号。以下「改正規則」という。)の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第29条の13第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「改正規則の施行の日から15日」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

3 施行日の前日までの間に改正後の規則第31条の6第2項第8号の教職員たる要件を具備した者に関する改正後の規則第31条の8及び第31条の10の規定の適用については、改正後の規則第31条の8第1項中「速やかに」とあるのは「市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成30年島根県教育委員会規則第5号。以下「改正規則」という。)の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第31条の10第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「改正規則の施行の日から15日」とする。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

### 島根県教育委員会規則第6号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則(平成元年島根県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の表中学校の項中「中学校」の次に「及び義務教育学校」を加える。

### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

---

平成30年 3 月30日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

### 島根県教育委員会規則第7号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に、「を卒業した者」を「若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者」に改め、同条第2項中「当っては、少くとも、」を「当たっては、少なくとも」に改める。

第23条第1項中「出身中学校長」を「出身中学校等の長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

---

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

### 島根県教育委員会規則第8号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に、「を卒業した者」を「若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者」に改め、同項第2号中「学校教育法施行規則」の次に「（昭和22年文部省令第11号）」を加え、同条第2項中「あたっては、少くとも」を「当たっては、少なくとも」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

---

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

### 島根県教育委員会規則第9号

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則

教員免許更新制に関する規則（平成21年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号、第5条第2号及び第7条第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

---

島根県教育課程審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

### 島根県教育委員会規則第10号

島根県教育課程審議会規則の一部を改正する規則

---

島根県教育課程審議会規則（昭和27年島根県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

---

島根県立高等学校入学者選抜学力検査実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

#### 島根県教育委員会規則第11号

島根県立高等学校入学者選抜学力検査実施規則の一部を改正する規則

島根県立高等学校入学者選抜学力検査実施規則（平成16年島根県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「公立中学校」の次に「及び公立義務教育学校」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

---

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

#### 島根県教育委員会規則第12号

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「伝染病」を「感染症」に改める。

第7条第2項中「心身の故障」を「障害」に、「特別教育課程承認申請書」を「特別の教育課程承認申請書」に改める。

第10条第3項第3号中「高等学校」を「高等部」に改める。

第14条第6項第2号中「及び必要に応じ」を「並びに必要に応じ幼児の保育又は児童及び」に改める。

第19条第1項第3号中「小学校を卒業した者又は」を「小学校若しくは」に改め、「小学部を卒業した者」の次に「又は義務教育学校の前期課程を修了した者」を加え、同項第4号中「中学校を卒業した者又は」を「中学校、義務教育学校若しくは」に改め、「中学部を卒業した者」の次に「若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」を加え、同項第5号中「高等学校を卒業した者又は」を「高等学校若しくは」に改め、同条第2項中「及び第6号」を削る。

第25条第2項中「市町村」の次に「（特別の事情がある場合は近隣の市町村）」を加え、同条第3項中「、不適當」を「不適當」に改める。

第31条第2項中「、卒業証書」を「卒業証書」に改め、「又は別科」を削る。

第40条第1項中「学校教育施行規則第15条」を「学校教育法施行規則第28条」に改める。

様式第3号中「行なう」を「行う」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号

年度 入 学 願 書					
受 付 番 号	第1志望校	島根県立		学 校	科
※	第2志望校	島根県立		学 校	科
志願者	ふりがな 氏 名			性別	生年月日・年齢 年 月 日生 年3月31日現在 歳
	現 住 所	(〒 - ) 都府 市 町 道県 郡 村 番地		4 cm×3 cmの顔写真を貼付のこと。 (無背景、胸から上)  写真は6か月以内に撮影したものに限り、裏面に氏名を記入のこと。	
	入学後の 居住希望	自宅・寄宿舍・施設 ( ) ・その他 ( )			
	学 歴	立			年 月
保護者	ふりがな 氏 名			/	
	現 住 所	(〒 - ) 都府 市 町 道県 郡 村 番地			
	電話番号	( ) -			
<p>私は貴校に入学したいので、保護者と連名で出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 志願者氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 _____ ⑩</p> <p style="text-align: center;">契 島根県立 学校長 様</p>					
受 検 票					
受 検 番 号 ※					
ふりがな 受検者氏名			性別		
在学(出身)学校名					
検 査 場 名 ※					
志願先学校名					
<p>上の願書に貼付したものと同一写真を貼付のこと。</p> <p>裏面に氏名を記入のこと。</p>					

(注1) ※欄には、記入しないこと。  
 (注2) 志願者の現住所は、施設入所している場合は、その住所を記入すること。  
 (注3) 志願者の学歴の欄は、中学校等の卒業見込み等について記入すること。

様式第20号から様式第22号までを削る。

### 附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

## 教 育 委 員 会 訓 令

### 島根県教育委員会訓令第 1 号

本 庁  
教育事務所  
県立学校

教育職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月 30 日

島根県教育委員会教育長 嶋 木 朗

第 2 項第 2 号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第 1（その 1）の 11(2)中 「 〇 〇 市 小 学 校 〇 〇 を  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 中 」

「 〇 〇 市 立 〇 〇 〇 学 校 〇 〇 に改める。  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 」

別表第 1（その 2）の 1(1)並びに(2)ア及びウ中 「 〇 〇 市 小 学 校 〇 〇 を  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 中 」

「 〇 〇 市 立 〇 〇 〇 学 校 〇 〇 に、「中学校及び小学校教育職〇級」を  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 」

「中学校・小学校等教育職〇級」に改め、同表の 2(1)ア及びイ中 「 〇 〇 市 小 学 校 校 長 を  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 中 」

「 〇 〇 市 立 〇 〇 〇 〇 校 長 に、「中学校及び小学校教育職〇級」を「中学校・小学校等教育職〇級」  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 」

に改め、同表の 3(1)中 「 〇 〇 市 小 学 校 教 諭 を  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 中 」

「 〇 〇 市 立 〇 〇 〇 〇 〇 〇 教 諭 に、「中学校及び小学校教育職〇級」を  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 」

「中学校・小学校等教育職〇級」に改め、同表の 4 中 「 〇 〇 市 小 学 校 〇 〇 を  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 中 」

「 〇 〇 市 立 〇 〇 〇 学 校 〇 〇 に改め、同表の 5(1)中 「 〇 〇 市 小 学 校 〇 〇  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 中 」

を 「 〇 〇 市 立 〇 〇 〇 学 校 〇 〇 に、「中学校及び小学校教育職〇級」を  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 」

「中学校・小学校等教育職〇級」に改め、同表の 6(1)中 「 〇 〇 市 小 学 校 〇 〇 を  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 中 」

「 〇 〇 市 立 〇 〇 〇 学 校 〇 〇 に改め、同表の 8 中 「中学校及び小学校教育職〇級」を  
島根県 〇 〇 郡 〇 〇 町 (村) 」

「中学校・小学校等教育職〇級」に改め、同表の 11(1)及び(2)、12、13並びに 14(1)ア中



「島根県○○市立○○小学校○○を島根県○○市立○○学校○○に改め、同表の14(2)中島根県○○郡○○町(村)立○○中学校」を「島根県○○市立○○学校○○に改め、同表の14(2)中島根県○○郡○○町(村)立○○中学校」に改め、同表の20(1)中島根県○○市立○○小学校○○を島根県○○市立○○学校○○に改め、同表の20(1)中島根県○○郡○○町(村)立○○中学校」に、「中学校及び小学校教育職○級」を「中学校・小学校等教育職○級」に改め、同表の25(1)中島根県○○市立○○小学校○○を島根県○○市立○○学校○○に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**島根県教育委員会訓令第2号**

本 庁  
教育事務所

市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

第1項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**教 育 長 訓 令****島根県教育委員会教育長訓令第1号**

本 庁  
出先機関  
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

第2条第19号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。